

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請書の提出を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年(2016年)1月15日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
会長 村山豪彦

(別記様式)

年 月 日

兵庫県行政書士会 会長 様

姫路市長

協 力 要 請 書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
氏 名 ・ 電 話 番 号		
電 話 ・ F A X 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		